

令和 6 年12月議会

生活環境委員会 議案説明資料

I. 予算案

- | | | |
|--------------------|----------------------------|------|
| ○ 令和 6 年12月議会補正予算案 | 道路下水道局集計表 | 1 頁 |
| ○ 議案第185号 | 令和 6 年度一般会計補正予算案（第 4 号） | 3 頁 |
| ○ 議案第195号 | 令和 6 年度下水道事業会計補正予算案（第 1 号） | 13 頁 |

II. 一般議案

- | | | |
|-----------|------------------------------|------|
| ○ 議案第233号 | 南区内設置の自転車駐車場に係る指定管理者の指定について | 18 頁 |
| ○ 議案第234号 | 早良区内設置の自転車駐車場に係る指定管理者の指定について | 24 頁 |
| ○ 議案第248号 | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について | 30 頁 |
| ○ 議案第249号 | 下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について | 34 頁 |
| ○ 議案第251号 | 国道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定及び和解について | 40 頁 |

令和 6 年12月

道 路 下 水 道 局

1. 一般会計

区分	補 正 前 の 額 A					補	
	予 算 額	財 源 内 訳				予 算 額	財 特
		特 定 財 源			一 般 財 源		
		国 県 支 出 金	市 債	そ の 他			
道 路 ・ 街 路	28,502,533	3,292,759	12,368,000	4,922,393	7,919,381	88,802	—
		計 20,583,152					
河 川	4,878,091	382,200	3,622,000	37,794	836,097	637	—
		計 4,041,994					
下 水 道	20,362,611	442	—	—	20,362,169	16,971	—
		計 442					
公 債 費	—	—	—	1,489,635	△ 1,489,635	—	—
		計 1,489,635					
合 計	53,743,235	3,675,401	15,990,000	6,449,822	27,628,012	106,410	—
		計 26,115,223					

2. 下水道事業会計

(1) 収益的收入及び支出

(単位:千円)

区分	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
収益的收入	57,875,175	16,971	57,892,146
収益的支出	51,270,563	△ 10,817	51,259,746
差引	6,604,612	27,788	6,632,400

(2) 資本的收入及び支出

(単位:千円)

区分	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
資本的收入	32,297,109	—	32,297,109
資本的支出	57,546,333	12,399	57,558,732
差引	△ 25,249,224	△ 12,399	△ 25,261,623

道路下水道局集計表

△印:減
(単位:千円)

正 額 B			計 A+B				
源 内 訳			予 算 額	財 源 内 訳			
定 財 源		一般財源		特 定 財 源			一般財源
市 債	その他			国県支出金	市 債	その他	
—	△ 590	89,392	28,591,335	3,292,759	12,368,000	4,921,803	8,008,773
計 △ 590				計 20,582,562			
—	25	612	4,878,728	382,200	3,622,000	37,819	836,709
計 25				計 4,042,019			
—	—	16,971	20,379,582	442	—	—	20,379,140
計 —				計 442			
—	—	—	—	—	—	1,489,635	△ 1,489,635
計 —				計 1,489,635			
—	△ 565	106,975	53,849,645	3,675,401	15,990,000	6,449,257	27,734,987
計 △ 565				計 26,114,658			

(1)歳 入

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額 A	補正額 B	計 A + B
4 ・ 5	(25) 諸 収 入 2. 保 険 料 収 入	1. 保 険 料 収 入	30,865	△ 565	30,300
そ (本 補 正 以 他 外)			26,574,358	—	26,574,358
歳 入 合 計			26,605,223	△ 565	26,604,658

補正予算案(第4号)

説 明	
1. 雇用保険料収入の追加	60千円
2. 厚生年金保険料収入の減額	△ 625千円

(2)歳 出

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
			千円	千円	千円
34 5 37	(8) 土 木 費 1. 土 木 管 理 費	1. 土 木 総 務 費	657,004	7,979	664,983
36 ・ 37		1. 道路橋りよう総務費	3,850,471	61,927	3,912,398
	2. 道路橋りよう費				
36 5 39		3. 道路新設改良費	9,391,448	10,955	9,402,403

説 明

一般職職員給与費等の追加 7,979千円

[
 関連歳入
 (25)諸収入 10千円
 雇用保険料収入

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	279,039	1,787	280,826
職員手当等	238,899	6,888	245,787
共済費	110,354	△ 696	109,658
その他(本補正以外)	28,712	—	28,712
合 計	657,004	7,979	664,983

一般職職員給与費等の追加 61,927千円

[
 関連歳入
 (25)諸収入 △ 655千円
 雇用保険料収入 △ 25千円
 厚生年金保険料収入 △ 630千円
]

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	643,671	22,572	666,243
職員手当等	494,338	32,929	527,267
共済費	267,370	6,426	273,796
その他(本補正以外)	2,445,092	—	2,445,092
合 計	3,850,471	61,927	3,912,398

事業費対象外給与費の追加 10,955千円

[
 関連歳入
 (25)諸収入 56千円
 雇用保険料収入 51千円
 厚生年金保険料収入 5千円
]

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	277,729	3,848	281,577
職員手当等	204,242	7,687	211,929
共済費	99,334	△ 580	98,754
その他(本補正以外)	8,810,143	—	8,810,143
合 計	9,391,448	10,955	9,402,403

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
			千円	千円	千円
38 ・ 39	〔 2. 道路橋りょう費 〕	4. 交通安全施設等 整備事業費	7,056,238	19,793	7,076,031
	3. 河川水路費	1. 河川水路総務費	142,815	4,086	146,901
38 ↳ 41		3. 河川水路改良費	4,379,903	△ 3,449	4,376,454

説 明

事業費対象外給与費の追加 19,793千円

関連歳入
 (25)諸収入
 雇用保険料収入

△ 21千円

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	235,433	5,954	241,387
職員手当等	173,054	11,919	184,973
共済費	82,362	1,920	84,282
その他(本補正以外)	6,565,389	—	6,565,389
合 計	7,056,238	19,793	7,076,031

一般職職員給与費等の追加 4,086千円

関連歳入
 (25)諸収入
 雇用保険料収入

21千円

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	67,158	1,874	69,032
職員手当等	47,337	1,722	49,059
共済費	23,958	490	24,448
その他(本補正以外)	4,362	—	4,362
合 計	142,815	4,086	146,901

事業費対象外給与費の減額 △ 3,449千円

関連歳入
 (25)諸収入
 雇用保険料収入

4千円

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	97,904	△ 3,011	94,893
職員手当等	76,575	960	77,535
共済費	34,971	△ 1,398	33,573
その他(本補正以外)	4,170,453	—	4,170,453
合 計	4,379,903	△ 3,449	4,376,454

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
			千円	千円	千円
46 ・ 47	(9) 都市計画費 3. 街路橋りよう費	1. 街路新設改良費	4,112,660	△ 11,852	4,100,808
48 ・ 49	5. 下水道費	1. 下水道費	20,362,611	16,971	20,379,582
そ の 他 (本 補 正 以 外)			3,790,085	—	3,790,085
歳 出 合 計			53,743,235	106,410	53,849,645

説 明

事業費対象外給与費の減額 △ 11,852千円

[
 関連歳入
 (25)諸収入 20千円
 雇用保険料収入
]

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	174,935	△ 5,267	169,668
職員手当等	136,367	△ 3,225	133,142
共済費	62,897	△ 3,360	59,537
その他(本補正以外)	3,738,461	—	3,738,461
合 計	4,112,660	△ 11,852	4,100,808

下水道事業に対する負担金の追加 16,971千円

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
負担金、補助及び交付金	20,362,611	16,971	20,379,582
合 計	20,362,611	16,971	20,379,582

(3)繰越明許費

款	項	目	事業名
(8)土 木 費	1. 土木管理費	1. 土木総務費	土木総務事業
	2. 道路橋りょう費	1. 道路橋りょう総務費	道路橋りょう総務事業
		3. 道路新設改良費	道路新設改良事業
		4. 交通安全施設等整備事業費	交通安全施設等整備事業
	3. 河川水路費	3. 河川水路改良費	河川水路改良事業
(9)都市計画費	3. 街路橋りょう費	1. 街路新設改良費	街路新設改良事業
計			

(4)債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
道路新設改良事業	令和7年度	千円 410,000
交通安全施設等整備事業	令和7年度	286,200
街路新設改良事業	令和7年度	192,000

関係予算額	繰越額			繰越事由
	補正前 A	補正後 B	差引 B-A	
千円 664,983	千円 —	千円 16,758	千円 16,758	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため。
3,912,398	—	145,304	145,304	関係者との協議等に日時を要し、年度内に完了しないため。
9,402,403	—	4,491,236	4,491,236	地元協議等に日時を要し、年度内に完了しないため。
7,076,031	236,026	4,903,821	4,667,795	
4,376,454	—	2,647,763	2,647,763	
4,100,808	—	3,057,163	3,057,163	
29,533,077	236,026	15,262,045	15,026,019	

(1) 予算の補正

ア. 収益的収入及び支出

区分	款・項	目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
収入	(1) 下水道事業収益 1. 営 業 収 益	2. 雨水処理負担金	千円 15,330,048	千円 16,971	千円 15,347,019
	その他(本補正以外)		42,545,127	-	42,545,127
	計		57,875,175	16,971	57,892,146
支出	(1) 下水道事業費用 1. 営 業 費 用	9. 給 与 費	1,490,658	△ 10,817	1,479,841
	その他(本補正以外)		49,779,905	-	49,779,905
	計		51,270,563	△ 10,817	51,259,746
差 引 過 不 足(△) 額			6,604,612	27,788	6,632,400

イ. 資本的収入及び支出

区分	款・項	目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
収入	(1) 資 本 的 収 入 計		千円 32,297,109	千円 -	千円 32,297,109
支出	(1) 資 本 的 支 出 1. 建 設 改 良 費	6. 給 与 費	1,000,231	12,399	1,012,630
	その他(本補正以外)		56,546,102	-	56,546,102
	計		57,546,333	12,399	57,558,732
差 引 過 不 足(△) 額			△ 25,249,224	△ 12,399	△ 25,261,623

補正予算案（第1号）

説 明
雨水処理に係る一般会計負担金の追加
給与費の減額

説 明
給与費の追加

【参 考】

繰越箇所

【一 般 会 計】

(議案説明資料 11p・12p関連)

(1)土木総務費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
—	— 事業	16,758	広報経費(イベント) 1 事業	16,758 〔工事費 — 用地費 — 補償費 — 委託料 16,758 負担金等 —〕

(2)道路橋りょう総務費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
—	— 力所	145,304	井尻駅東自転車駐車場 長浜公園自転車駐車場 野芥駅自転車駐車場 野芥駅路上自転車駐車場 4力所	145,304 〔工事費 145,304 用地費 — 補償費 — 委託料 — 負担金等 —〕

(3)道路新設改良費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
1,322,169	橋梁アセット 香椎4800号線 橋梁耐震化 志賀島和白線 店屋町318号線外 16路線	3,169,067	橋梁耐震化 志賀島和白線 生活アセット 橋梁アセット 唐人町草ヶ江線 118路線	4,491,236 〔工事費 3,619,838 用地費 26,010 補償費 39,309 委託料 776,079 負担金等 30,000〕

(議案説明資料 11p・12p関連)

(4)交通安全施設等整備事業費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
1,942,790	直営灯のLED化 地行烏飼七隈線 浜新建堅粕線 桧原比恵線 箱崎146号線外 39路線	2,725,005	後野福岡線 竹下2118号線 福岡筑紫野線 和白丘2847号線 箱崎146号線外 149路線	4,667,795 〔工事費 3,693,523〕 用地費 123,183 補償費 269,788 委託料 425,150 負担金等 156,151〕

(5)河川水路改良費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
282,222	周船寺川 金屑川 博多川 上牟田川 7河川 2池	2,365,541	香椎川 大谷川 弁天川 那珂古川 9河川 1池	2,647,763 〔工事費 2,285,620〕 用地費 8,000 補償費 33,681 委託料 304,368 負担金等 16,094〕

(6)街路新設改良費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
1,764,384	西鉄天神大牟田線連続立体 交差事業(雑餉隈駅付近) 長尾橋本線 粕屋久山線 国道3号線 野間屋形原線 9路線	1,292,779	天神通線 国道3号線 吉塚松崎線 粕屋久山線 博多箱崎線外1線 10路線	3,057,163 〔工事費 443,836〕 用地費 314,719 補償費 427,469 委託料 277,888 負担金等 1,593,251〕

合 計

(単位:千円)

公 共 事 業	単 独 事 業 等	合 計
5,311,565	9,714,454	15,026,019 〔工事費 10,188,121〕 用地費 471,912 補償費 770,247 委託料 1,800,243 負担金等 1,795,496〕

議案第233号

南区内設置の自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、本市が南区内に設置する自転車駐車場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

南区内設置の自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせる指定管理者を次のように指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

南区内設置の有料自転車駐車場（井尻駅西自転車駐車場ほか10自転車駐車場）

2 指定管理者に指定する者

福岡市博多区千代一丁目25番15号

公益社団法人 福岡市シルバー人材センター

3 指定する期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 233 号の説明

1 議案

議案第 233 号 南区内設置の自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

2 議案提出の理由

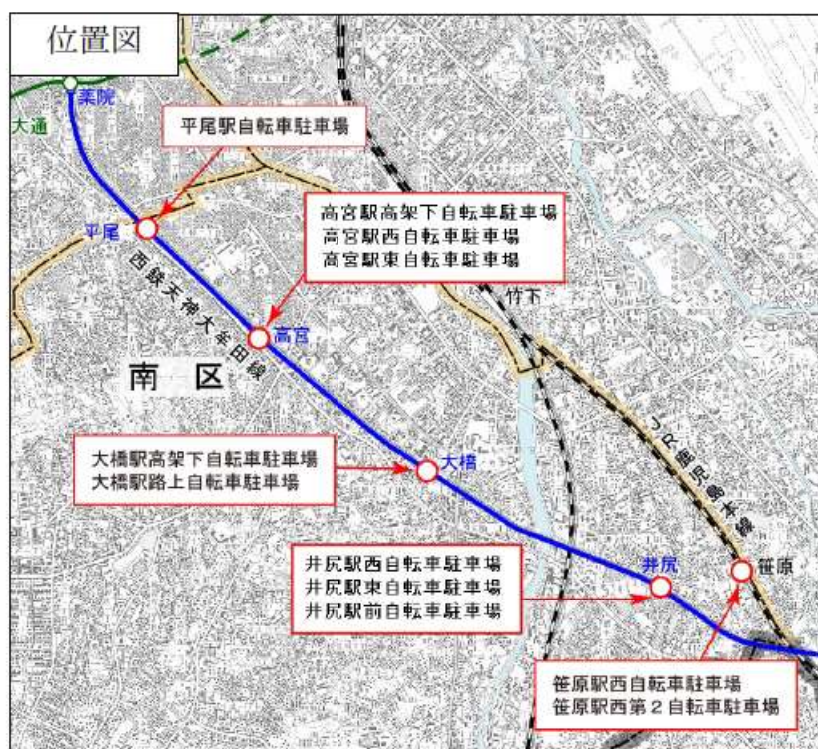
本件は、本市が南区内に設置する自転車駐車場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

3 南区自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

(1) 議案の内容

① 指定管理者に管理を行わせる公の施設

施設名称	所在地	収容台数	構造等
井尻駅西自転車駐車場	南区井尻五丁目	115 台	平面
井尻駅東自転車駐車場	南区井尻一丁目	240 台	平面
井尻駅前自転車駐車場	南区井尻四丁目	1,451 台	鉄骨 3 層
大橋駅高架下自転車駐車場	南区大橋一丁目	1,675 台	鉄筋 2 層
大橋駅路上自転車駐車場	南区大橋一丁目	443 台	平面
笹原駅西自転車駐車場	南区井尻三丁目	200 台	平面
笹原駅西第 2 自転車駐車場	南区井尻三丁目	77 台	平面
高宮駅高架下自転車駐車場	南区玉川町	120 台	平面
高宮駅西自転車駐車場	南区高宮三丁目	392 台	鉄骨 3 層
高宮駅東自転車駐車場	南区大楠三丁目	170 台	平面
平尾駅自転車駐車場	南区高宮一丁目	333 台	鉄骨 2 層
計		5,216 台	—



② 指定管理者に指定する者

福岡市博多区千代一丁目 25 番 15 号
公益社団法人福岡市シルバー人材センター

③ 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 選定概要

(1) 選定基準

審 査 項 目		配 点
1 指定管理者としての基本姿勢	指定管理業務の実施にあたっての運営方針	25 (5 点×5 人)
2 団体の活動実績 経営状況	団体の活動実績	75 (15 点×5 人)
	団体の経営状況	
3 施設の効用の 発揮	サービスの向上、利用促進の取組及びその実行可能性 ・利用者へのサービス向上への取組 ・苦情・要望に関する取組 ・利用者及び利用収入増加の取組	400 (80 点×5 人)
	管理遂行のための人員計画及び要員確保 ・配置予定人員、勤務体制 ・組織体制、人員採用の計画等	
	人材育成 ・管理開始前と期間中の研修計画及び内容	
	管理の内容 ・事故防止等の安全管理、施設の維持管理 ・個人情報保護に関する考え方と取組	
経済性	経費の縮減 ・提案額 ※上限額から最低制限額（上限額の 85%）までの金額を 20 等分し、提案額に応じた点数を計上	100 (20 点×5 人)
4 その他	市施策への貢献 ・高齢者や障がい者の就労対策の取組 ・男女共同参画、ワークライフバランスの取組 ・中小企業の活性化 ・地場企業育成	150 (30 点×5 人)
	放置自転車対策、地域等との連携	
5 法令の遵守状況	福岡市競争入札停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受け、公告日に競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止の措置期間と同期間に係る者は 50 点（10 点×5 人）の減点を行う	0 (0 点×5 人)
合 計		750 (150 点×5 人)

(2) 選定について

① 指定管理料の上限額

124,861 千円（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

② 応募者

- ・公益社団法人福岡市シルバー人材センター
- ・ニップス・アーキエムズ共同事業体

③ 選定委員の評価

審 査 項 目		配点 提案額 (千円)	指定管理候補者	次点	—
			公益社団法人 福岡市シルバー 人材センター 122,334	ニップス・アーキ エムズ共同事業体 121,000	
1 指定管理者と しての基本姿勢		25	19	19	
2 団体の活動実績 ・経営状況		75	75	65	
3	施設の効用の発揮	400	309	238	
	経済性	100	15	25	
4 その他		150	126	106	
5 法令の順守状況		0	0	0	
合 計		750	544	453	

<指定管理候補者に対する主な意見>

- ・これまでの自転車駐車場管理業務の経験を踏まえた実行可能性のある提案や、利用者目線に立った人員配置など評価できる。
- ・人材育成についての提案がなされており、評価できる。

④ 選定結果

選定委員の評価結果及び意見などを踏まえ、これまでの自転車駐車場の管理業務の経験を活かした施設の実情に沿った提案がなされるなど、利用者の立場に立ったサービスの提供及び安心安全な管理運営が期待されることから、公益社団法人福岡市シルバー人材センターを指定管理候補者とする。

1 道路下水道局が所管する公の施設に係る指定管理者選定・評価委員会

(1) 選定経過

- ・第1回選定委員会 令和6年5月14日
- ・募集要項配布 令和6年6月17日から令和6年7月24日まで
- ・受付期間 令和6年7月16日から令和6年7月24日まで
- ・第2回選定委員会 令和6年8月23日
- ・第3回選定委員会 令和6年8月27日

(2) 指定管理候補者選定委員会（選定委員5名）

氏 名	役 職	摘 要
辰 巳 浩	福岡大学 理事・工学部長	学識経験者
横 尾 亘	西南学院大学法学部法律学科 准教授	学識経験者
石 橋 薦	中小企業診断士・有限会社アソシエ 代表取締役	学識経験者
柴 富 伸子	コンシューマー福岡 会長	利用者代表
吉 浦 美和	電車にのるぞ障害者の会 代表	利用者代表

2 団体概要

団体名	公益社団法人福岡市シルバー人材センター
代表者	中川 伸司
所在地	福岡市博多区千代一丁目25番15号
設 立	昭和58年6月25日
事業内容	・臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の簡易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者に対する希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供。

3 参考条文

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置，管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は，法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか，公の施設の設置及びその管理に関する事項は，条例でこれを定めなければならない。

2～5（略）

6 普通地方公共団体は，指定管理者の指定をしようとするときは，あらかじめ，当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない

7～11（略）

福岡市自転車駐車場条例（抜粋）

（指定管理者の候補者の選定）

第15条 市長は，指定管理者を指定しようとするときは，規則で定めるところにより公募するものとする。ただし，特別な事情があると市長が認める場合は，この限りでない。

2～3（略）

議案第234号

早良区内設置の自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、本市が早良区内に設置する自転車駐車場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

早良区内設置の自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせる指定管理者を次のように指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

早良区内設置の有料自転車駐車場（賀茂駅北自転車駐車場ほか15自転車駐車場）

2 指定管理者に指定する者

福岡市博多区千代一丁目25番15号

公益社団法人 福岡市シルバー人材センター

3 指定する期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 234 号の説明

1 議案

議案第 234 号 早良区内設置の自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

2 議案提出の理由

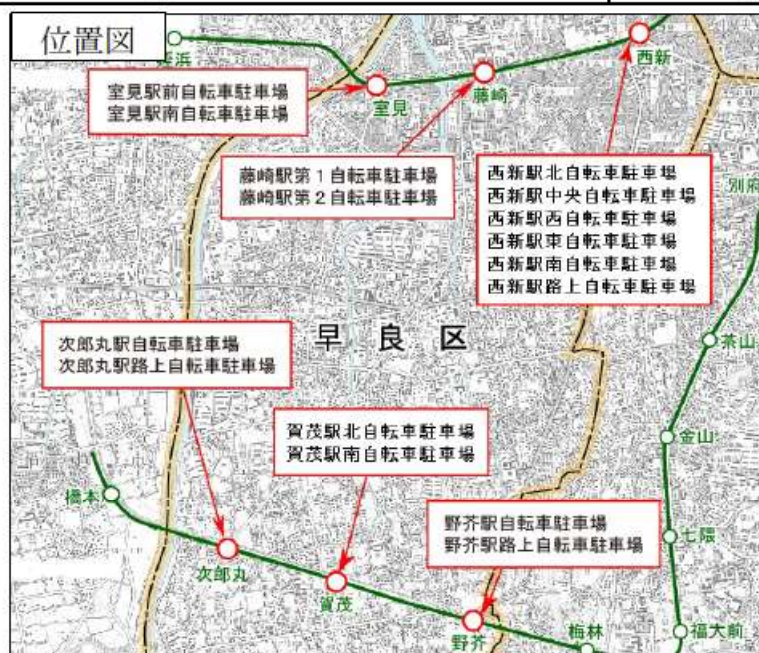
本件は、本市が早良区内に設置する自転車駐車場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

3 早良区自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

(1) 議案の内容

① 指定管理者に管理を行わせる公の施設

施設名称	所在地	収容台数	構造等
賀茂駅北自転車駐車場	早良区賀茂三丁目	215 台	平面
賀茂駅南自転車駐車場	早良区賀茂三丁目	284 台	平面
次郎丸駅自転車駐車場	早良区次郎丸四丁目	231 台	平面
次郎丸駅路上自転車駐車場	早良区次郎丸一丁目	30 台	平面
西新駅北自転車駐車場	早良区西新三丁目	484 台	平面
西新駅中央自転車駐車場	早良区西新四丁目	1,016 台	鉄骨 2 層
西新駅西自転車駐車場	早良区西新五丁目	200 台	平面
西新駅東自転車駐車場	早良区西新二丁目	60 台	平面
西新駅南自転車駐車場	早良区西新四丁目	290 台	平面
西新駅路上自転車駐車場	早良区西新一、二、三、及び四丁目	210 台	平面
野芥駅自転車駐車場	早良区野芥二丁目	128 台	平面
野芥駅路上自転車駐車場	早良区野芥一及び二丁目	362 台	平面
藤崎駅第 1 自転車駐車場	早良区百道二丁目	150 台	平面
藤崎駅第 2 自転車駐車場	早良区百道二丁目	822 台	平面
室見駅前自転車駐車場	早良区室見一丁目	719 台	平面
室見駅南自転車駐車場	早良区室見五丁目	726 台	鉄骨 6 層
計		5,927 台	—



② 指定管理者に指定する者

福岡市博多区千代一丁目 25 番 15 号

公益社団法人福岡市シルバー人材センター

③ 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 選定概要

(1) 選定基準

審 査 項 目		配点
1 指定管理者としての基本姿勢	指定管理業務の実施にあたっての運営方針	25 (5 点×5 人)
2 団体の活動実績 経営状況	団体の活動実績	75 (15 点×5 人)
	団体の経営状況	
3	施設の効用の発揮	400 (80 点×5 人)
	サービスの向上、利用促進の取組及びその実行可能性 ・利用者へのサービス向上への取組 ・苦情・要望に関する取組 ・利用者及び利用収入増加の取組	
	管理遂行のための人員計画及び要員確保 ・配置予定人員、勤務体制 ・組織体制、人員採用の計画等	
	人材育成 ・管理開始前と期間中の研修計画及び内容	
3	管理の内容 ・事故防止等の安全管理、施設の維持管理 ・個人情報保護に関する考え方と取組	100 (20 点×5 人)
	経済性 経費の縮減 ・提案額 ※上限額から最低制限額（上限額の 85%）までの金額を 20 等分し、提案額に応じた点数を計上	
4 その他	市施策への貢献 ・高齢者や障がい者の就労対策の取組 ・男女共同参画、ワークライフバランスの取組 ・中小企業の活性化 ・地場企業育成	150 (30 点×5 人)
	放置自転車対策、地域等との連携	
5 法令の遵守状況	福岡市競争入札停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受け、公告日に競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止の措置期間と同期間に係る者は 50 点（10 点×5 人）の減点を行う	0 (0 点×5 人)
合 計		750 (150 点×5 人)

(2) 選定について

① 指定管理料の上限額

192,544 千円（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

② 応募者

- ・公益社団法人福岡市シルバー人材センター

③ 選定委員の評価

審 査 項 目		配点	指定管理候補者
			公益社団法人 福岡市シルバー 人材センター
		提案額 (千円)	180,969
1 指定管理者と しての基本姿勢		25	19
2 団体の活動実績 ・経営状況		75	75
3	施設の効用の発揮	400	309
	経済性	100	45
4 その他		150	124
5 法令の順守状況		0	0
合 計		750	572

<指定管理候補者に対する主な意見>

- ・これまでの自転車駐車場管理業務の経験を踏まえた実行可能性のある提案や、利用者目線に立った人員配置など評価できる。
- ・これまでの実績を踏まえ問題点を把握し、それに対する対応策を立てている。

④ 選定結果

選定委員の評価結果及び意見などを踏まえ、これまでの自転車駐車場の管理業務の経験を活かした施設の実情に沿った提案がなされるなど、利用者の立場に立ったサービスの提供及び安心安全な管理運営が期待されることから、公益社団法人福岡市シルバー人材センターを指定管理候補者とする。

1 道路下水道局が所管する公の施設に係る指定管理者選定・評価委員会

(1) 選定経過

- ・第1回選定委員会 令和6年5月14日
- ・募集要項配布 令和6年6月17日から令和6年7月24日まで
- ・受付期間 令和6年7月16日から令和6年7月24日まで
- ・第2回選定委員会 令和6年8月23日
- ・第3回選定委員会 令和6年8月27日

(2) 指定管理候補者選定委員会（選定委員5名）

氏 名	役 職	摘 要
辰 巳 浩	福岡大学 理事・工学部長	学識経験者
横 尾 亘	西南学院大学法学部法律学科 准教授	学識経験者
石 橋 薦	中小企業診断士・有限会社アソシエ 代表取締役	学識経験者
柴 富 伸子	コンシューマー福岡 会長	利用者代表
吉 浦 美和	電車にのるぞ障害者の会 代表	利用者代表

2 団体概要

団体名	公益社団法人福岡市シルバー人材センター
代表者	中川 伸司
所在地	福岡市博多区千代一丁目25番15号
設 立	昭和58年6月25日
事業内容	・臨時かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の簡易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者に対する希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供。

3 参考条文

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5（略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない

7～11（略）

福岡市自転車駐車場条例（抜粋）

（指定管理者の候補者の選定）

第15条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2～3（略）

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

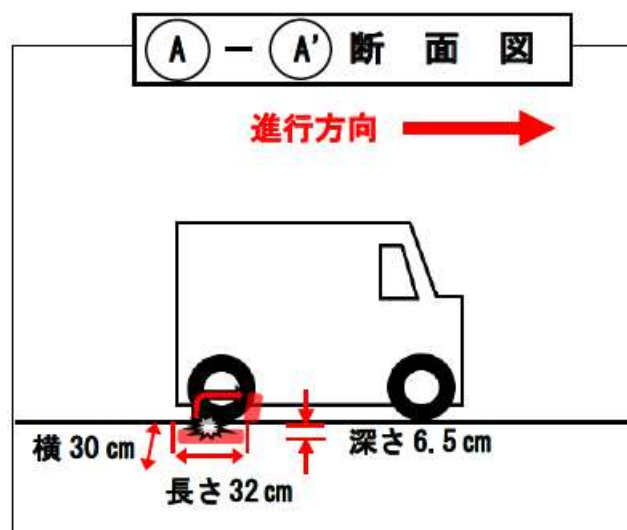
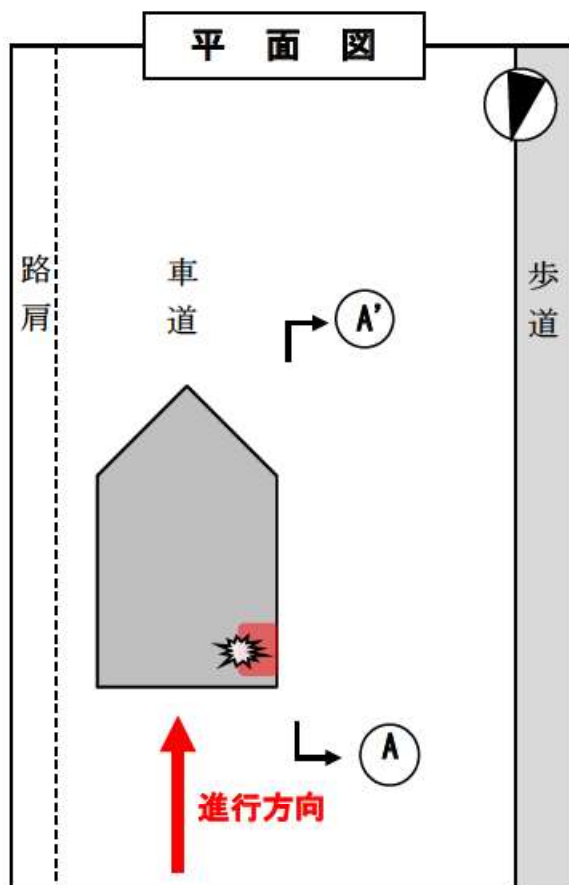
市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	円 447,781
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	283,740

2 事件の概要

令和5年4月15日午後6時40分頃、相手方〇〇〇〇〇〇が、市内西区今宿東三丁目44番1号付近の市道を相手方〇〇〇〇所有の軽乗用自動車で行中、当該市道の路面の舗装が破損していたため、当該車両の通過により当該舗装が剥離し、これにより生じた段差に当該車両の車輪が落ち込み、その衝撃で相手方〇〇〇〇〇〇が負傷するとともに、当該車両が破損して、損害が生じたものである。



人的損害 (運転者)	295,461 円
物的損害 (運転者及び所有者)	436,060 円
損害額計	731,521 円
市の過失割合	10 割
損害賠償額	731,521 円



車両全景



破損状況

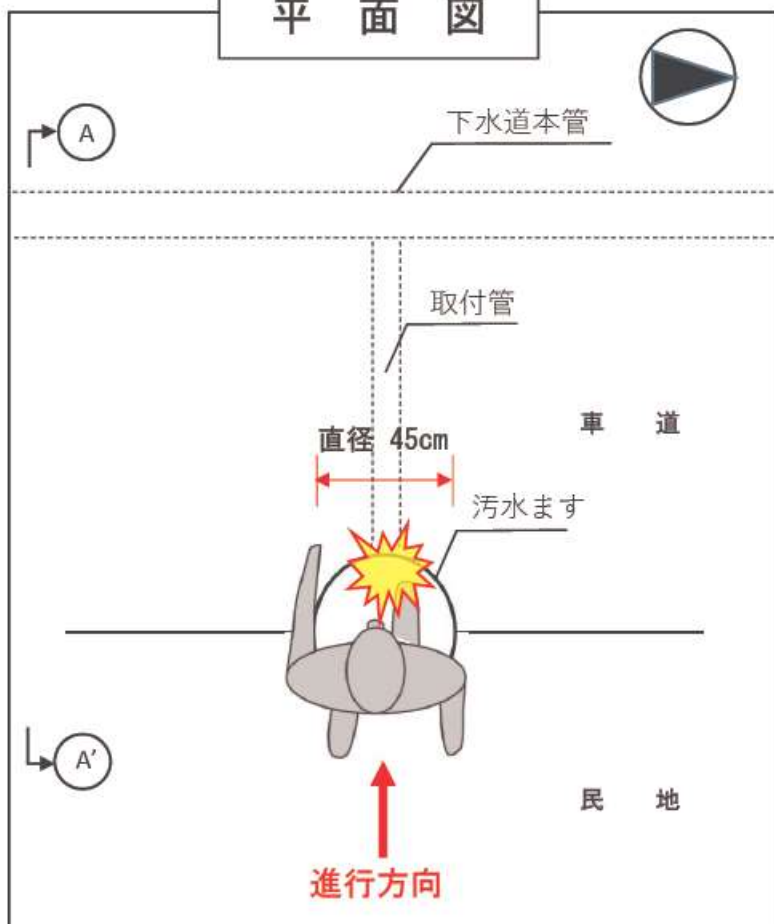


右後方車体下部

位置図

(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

平面図



A - A' 断面図



人的損害	719,420円
市の過失割合	10割
損害賠償額	719,420円

現場状況（遠景）



進行方向

現場状況（近景）



進行方向

汚水ます蓋幅45cm

汚水ます蓋蝶番破損状況



応急対応状況



汚水ます取替後状況（遠景）



汚水ます取替後状況（近景）



議案第251号

国道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定及び和解について

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、福岡地方裁判所に係属中の国道の管理のかしに基づく損害賠償請求事件について、損害賠償の額を決定し、訴訟上の和解をするため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

国道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定及び和解について

次のように損害賠償の額を決定し、訴訟上の和解をする。

1 事件番号及び事件名

福岡地方裁判所令和5年（ワ）第2656号

損害賠償請求事件

2 損害賠償及び和解の相手方

(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。

3 損害賠償の額

553,972円

4 和解条項

- (1) 本市は、相手方に対し、本件解決金として金400,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 本市は、相手方に対し、前号の金員を、令和7年1月31日限り、相手方が指定する預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、本市の負担とする。
- (3) 相手方及び本市は、本件事故の過失割合について、相手方が8割、本市が2割であることを確認する。

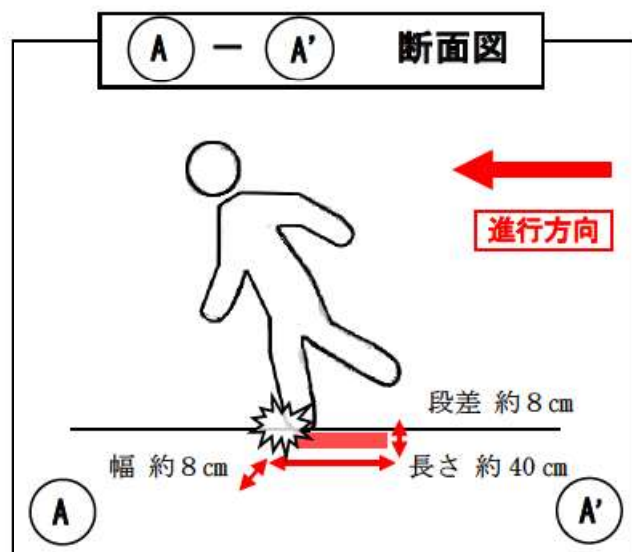
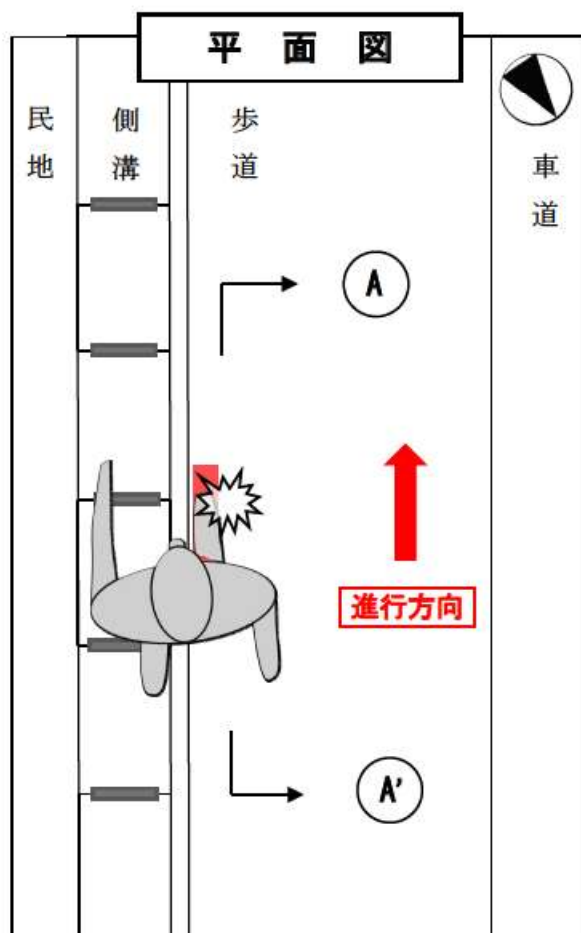
- (4) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (5) 相手方及び本市は、相手方と本市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 事件の概要

- (1) 令和2年6月17日午後7時頃、相手方が、市内早良区飯倉六丁目35番30号付近の国道の歩道部分を歩行中、当該歩道部分の路面が破損して段差が生じていたため、当該段差に右足を取られ、転倒して負傷し、損害が生じた。
- (2) 令和5年8月10日、相手方は、本市が道路管理者の義務を怠ったことにより負傷したとして、本市を被告として、福岡地方裁判所に対し、金2,200,000円の損害賠償を求める訴えを提起した。
- (3) 令和5年10月16日、相手方は、損害賠償の額を金2,742,926円とする請求の趣旨の拡張を行った。
- (4) 本市は、道路管理者としての義務違反は認められないこと等を理由に応訴していたが、令和6年10月3日、同裁判所から和解案が提示された。
- (5) 本市としては、本件解決金の額及び過失割合が適正であること、紛争の早期解決が図られることその他の事情を勘案して、当該和解案に応じるものである。

(参考)

3の損害賠償の額のうち金153,972円については、本市が社会保険の保険者に支払うものである。



和解金額	400,000 円
和解金以外の損害賠償額※ (社会保険の保険者への支払)	153,972 円
合 計	553,972 円

※和解条項に記載の過失割合に基づき算出
(相手方：市＝8：2)

現場状況(遠景)



現場状況(近景)



補修後

